

資料1-1

総政企第 256 号 平成24年10月26日

統計委員会委員長 樋 口 美 雄 殿

総務大臣樽床伸



諮問第 45 号 国民生活基礎調査の変更について (諮問)

標記について、厚生労働大臣から平成24年10月10日付け厚生労働省発統1010第1号により別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。